ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ワクチン接種を受けた方へ

予防接種健康被害救済制度

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれではあるものの、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。
副反応による健康被害をなくすことはできないことから、**予防接種法において、医療費や年金などの給付が受けられる制度が設けられています。**

※ワクチン接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

詳しくは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

予防接種　救済　検索

予防接種健康被害救済制度の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

給付の流れ

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に、申請書類をご提出いただきます。ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、ワクチン接種による健康被害であったかどうか因果関係を判断する審査が行われます。

審査の結果を受け、市町村から、支給できるかどうかをお知らせします。

（※）救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

予防接種の副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的よく見られる軽い副反応や、脳炎や神経障害などの極めてまれに起こる健康被害と考えられる副反応があります。

ワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

給付の種類

医療機関で医療を受けた場合

▼

医療費及び医療手当

障害が残ってしまった場合

▼

障害児養育年金（18歳未満）
または
障害年金（18歳以上）

亡くなられた場合

▼

死亡一時金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料

高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症（ただし令和6年度以降のワクチン接種に限る。）および帯状疱疹に対するワクチン接種の場合には請求期限があります。また、医療費・医療手当については入院相当の場合に限ります。